

中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

379-2165 前橋市上長磯町 315 電話(027)261-0314 FAX(027)263-3002

【 記 事 】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について
- 4 動物のコロナウイルスと牛コロナウイルス病について
- 5 家畜人工授精師養成講習会の開催延期について
- 6 ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底を！
- 7 死亡牛のBSE検査について
- 8 死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- 9 浅間家畜育成牧場の月例入牧（退牧）予定
- 10 ハエの防除対策は早めに行いましょう
- 11 畜産農家におけるクロピラリド対策について
- 12 令和2年「定期報告書」の提出について

【 添付資料 】

- 1 中部家畜保健衛生所の移転について
- 2 手数料の変更について
- 3 牛導入計画書
- 4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について（該当者のみ）
- 5 県産乳用牛流通体制確立事業のご案内（乳用牛飼養者のみ）
- 6 畜産用産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書

◆◆ 新年度あいさつ ◆◆



中部家畜保健衛生所長 板垣 光明

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者6名、退職者1名、転入者8名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしくお願いいたします。

さて、家畜衛生に目を向けますと、なんとといってもCSF（豚熱）の発生であります。一昨年9月に26年振りとなる岐阜県で発生が確認され、これまで58例97農場4と畜場で165,626頭が殺処分（と殺）され、ようやく14日に沖縄県での移動制限が解除となりました。また、陽性野生いのししは拡大し岐阜県、愛知県をはじめとする12県でみられ、本県でも10月4日藤岡市で確認され、現在まで24頭が陽性となり管内にも迫ってくる勢いがあります。県内において予防的ワクチン接種の全頭接種が1月で完了することができ、現在は追加接種を継続的に実施しているところであります。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備等の飼養衛生管理基準の遵守指導により万全を期したいと考えています。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生している状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認され、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。そのため、検疫の強化と予防的殺処分を可能にする等家畜伝染病予防法が改正されています。

30年1月以降、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、海外においては現在も中国、韓国、台湾などの近隣諸国において発生が継続しており、油断できない状況にありま

す。また、口蹄疫についても、今年に入ってからロシアでも発生が確認され国内への侵入リスクが高い状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

また、管内における監視伝染病の発生は、牛ヨーネ病や牛ウイルス性下痢（BVD）が複数頭摘発されています。農場内にそれらの病原体を侵入させないためにも、導入牛や牧場からの退牧牛を農場に入れる場合は、必ず検査するとともに、隔離飼育していただきますようお願いいたします。さらに、酪農家の皆様においてはクーラーステーションによる生乳を用いたBVD検査を引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いいたします。

家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくお願い致します。

●令和2年度の職員一覧

🌸 転入者（旧所属）

| | | |
|---|----|-----------------------|
| 所長 | 🌸 | 板垣 光明（吾妻家畜保健衛生所） |
| 次長 | 🌸 | 坂庭 あづさ（吾妻家畜保健衛生所） |
| 環境衛生係 （環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等） | 係長 | 🌸 佐藤 美行（鳥獣被害対策支援センター） |
| | | 🌸 新井 敏幸（浅間家畜育成牧場） |
| | | 中澤 咲紀 |
| | | 吉田 真二 |
| 防疫第一係 （牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊） | 係長 | 森 あゆみ |
| | | 平林 晴飛 |
| | | 佐藤 洋子 |
| | 🌸 | 湯野川 景人（畜産試験場） |
| | 🌸 | 若山 映令彩（新規採用） |
| 防疫第二係 （豚、鶏） | 係長 | 小屋 正博 |
| | | 横澤 奈央子 |
| | | 永井 朋子 |
| | 🌸 | 中島 翔一（畜産課） |
| | 🌸 | 渡辺 知宣（利根沼田家畜保健衛生所） |

●転出者（新所属または退職）

| | | |
|-------|----|------------------|
| 課長 | | 木暮 幸博（退職） |
| 次長 | | 須藤 慶子（西部家畜保健衛生所） |
| 環境衛生係 | 係長 | 林 省二（家畜衛生研究所） |
| | | 藤井 香織（東部家畜保健衛生所） |
| 防疫第一係 | | 田中 哲弥（畜産課） |
| | | 荒井 葵（吾妻家畜保健衛生所） |
| 防疫第二係 | | 漆原 千佳（東部家畜保健衛生所） |



◆◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について◆◆

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しています。群馬県でも100人以上の感染がみられ、いつ・誰が感染してもおかしくない状況となりました。群馬県では感染拡大防止対策として、分散勤務や交代勤務を実施しており、担当者の不在や対応等で皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますがご理解、ご協力をお願いいたします。

◆◆動物のコロナウイルスと牛コロナウイルス病について◆◆

コロナウイルスは1960年代にニワトリとヒトから発見され、その形がコロナ(太陽の光冠)のようなことから、「コロナウイルス」と名付けられました。コロナウイルスは、現在までに、あらゆる動物に感染し、軽傷の呼吸器症状や下痢から、致命的な症状(下表★印)も引き起こすことが知られています。



家畜や愛玩動物等に感染するコロナウイルスと症状

| | |
|-------------------|--------------------|
| ブタ伝染性胃腸炎ウイルス ★ | 胃腸炎 |
| ブタ流行性下痢ウイルス ★ | 胃腸炎 |
| イヌコロナウイルス | 腸炎 |
| ネコ伝染性腹膜炎ウイルス ★ | 腹膜炎、肺炎、髄膜脳脊髄炎、汎眼球炎 |
| ネコ腸管コロナウイルス | 子猫の下痢 |
| ウシコロナウイルス | 胃腸炎 |
| ブタ血球凝集性脳炎ウイルス | 嘔吐、脳脊髄炎 |
| 唾液腺涙腺炎ウイルス | 唾液腺涙腺炎(ラットで発生) |
| マウス肝炎ウイルス ★ | 肝炎、腸炎、脳脊髄炎 |
| シチメンチョウブルーコームウイルス | 腸炎 |
| ニワトリ伝染性気管支炎ウイルス ★ | 気管支炎、腎炎 |

牛コロナウイルスは、日本では1977年に静岡県での症例から初めてウイルスが分離されました。新生子牛の水様性下痢、成牛の冬季赤痢が主な症状ですが、搾乳牛に感染すると群で一斉に下痢を呈し、泌乳量の大幅な低下を呈します。また、呼吸器症状の併発を伴った致命的な状態を引き起こすこともあり、大きな経済的損失をもたらします。

対策は、ワクチン接種や飼養衛生管理基準の遵守、また、治療は補液等の対症療法となります。ワクチン接種による対策は、接種した母牛の初乳による産子の下痢予防です。

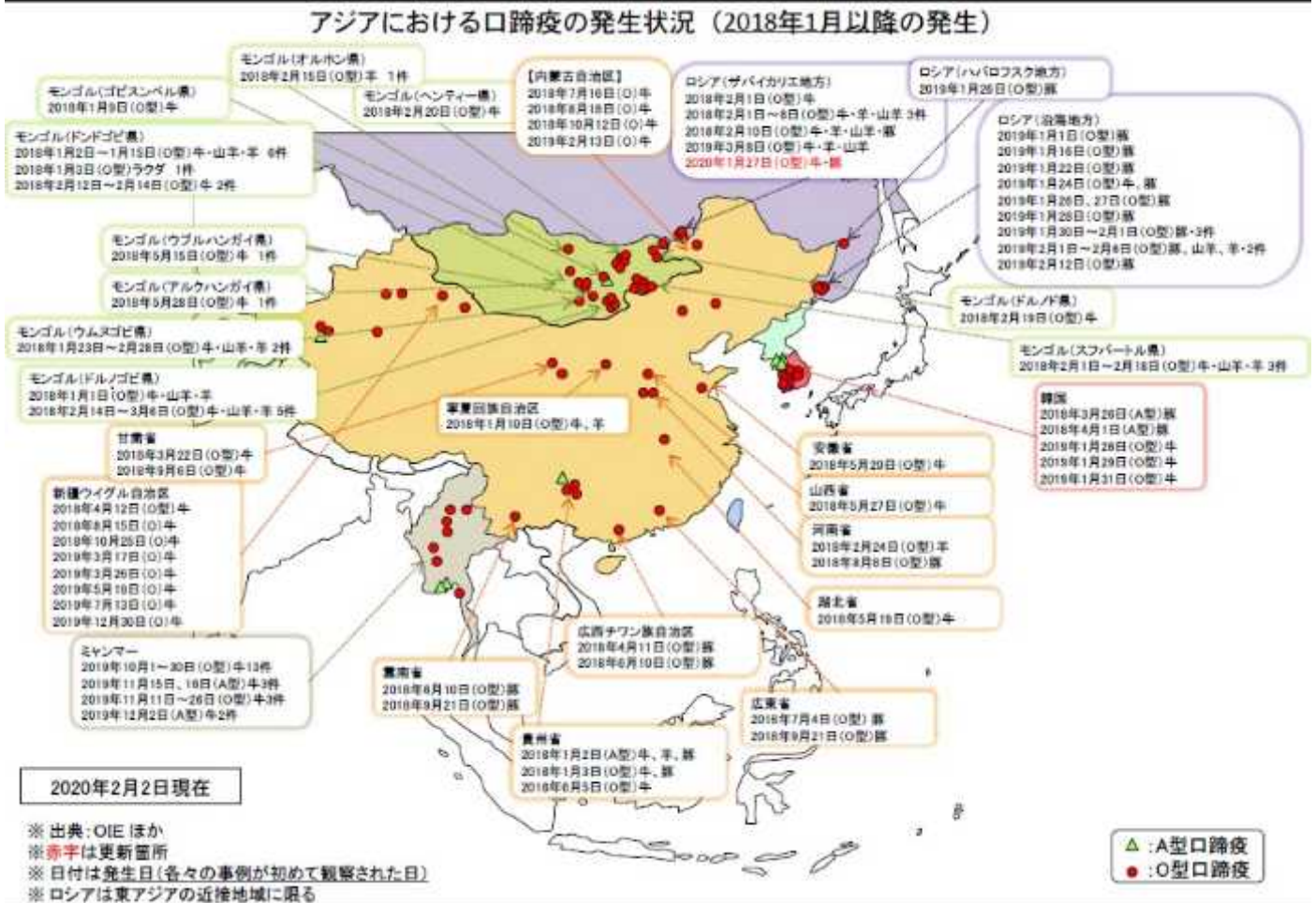


牛コロナウイルスが人に直接感染して呼吸器病を起こしたとする報告はありませんが、牛から牛への伝播防止のためにも作業後は手指の消毒を心がけましょう。

◆◆ 家畜人工授精師養成講習会の開催延期について ◆◆

本県では、家畜体内受精卵移植講習会と家畜人工授精師養成講習会を隔年で開催しており、今年度は「家畜人工授精師養成講習会」が開催される予定でしたが新型コロナウイルス感染拡大の影響により、**開催延期**となりました。今後の開催等につきましても未定となっております。もし開催等決まりましたら家保だより等で通知いたします。

◆◆ ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底を！ ◆◆



東アジア地域では、口蹄疫の発生が継続して確認されています。

下記の点について今一度確認し、日本への家畜伝染病の病原体侵入・まん延を防ぎましょう。

1 畜産関係者は口蹄疫等の発生地域にはなるべく行かない！

どうしても行く場合は以下の点に注意してください。

☆渡航にあたっての注意事項

- (1) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関係施設に立ち入らない。
- (2) 動物との不用意な接触を避ける。
- (3) 肉製品等を日本に持ち込まない。
- (4) 帰国の際は到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、指導を受ける。

☆帰国後の注意事項

- (1) 帰国後1週間、衛生管理区域に立ち入らない。
- (2) 農場主等、やむを得ず立ち入る場合は、入浴、更衣等適切な処置を行う。
- (3) 海外で使用した衣類や靴を衛生管理区域に持ち込まない。
- (4) 物品をやむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄・消毒等適切な処置を行う。

2 衛生管理区域へ病原体を持ち込まない。

(1) 衛生管理区域及び畜舎に**立入禁止の看板を設置**し、部外者の立入を制限する。

(2) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る全ての人に対し、**手指、靴等の消毒を徹底**する。

3 疑わしい症状がみられたら、すぐ連絡！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが主な症状です。水疱は比較的早期に破れて、びらんとなります。水疱形成による痛みなどにより泡状のよだれ、跛行、起立不能、泌乳の減少や停止がみられます。毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

★口蹄疫 ～牛の症状～



◆◆ 死亡牛のBSE検査について ◆◆



(1) 死亡牛の月齢確認をお願いします

2019年4月1日より死亡牛BSE検査対象牛の対象月齢が変更されました。死亡牛の搬出の際は再度、月齢の確認を行ってください。

《検査対象》

① 96か月齢以上の死亡牛

②生前に歩行困難・起立不能等を呈した48か月齢以上の死亡牛

③BSEを疑う症状のあった全月齢の死亡牛

●BSE検査の実施には家畜保健衛生所への死亡牛の届出が必要です。家畜衛生研究所へ搬入する前に家畜保健衛生所へ連絡してください。

●48か月齢以上で生前に起立不能・歩行困難などの神経症状を呈したのものに関しては、NOSAI家畜診療所や開業獣医師等の検案を受けるようお願いします。

●BSE検査対象の牛については「死亡牛整理票」の記入をお願いします。

| BSE検査対象牛 | | | |
|----------|---------------------|-----------------|-----------------|
| | 月齢問わず | 48か月齢以上 | 96か月齢以上 |
| 通常の死亡牛 | 化製処理へ (マニフェスト記入) | BSE検査対象牛(整理票記入) | BSE検査対象牛(整理票記入) |
| 起立不能牛 | | | |
| 特定症状牛 | | | |

(2) ゴールデンウィーク中の死亡牛BSE検査受付について

ゴールデンウィーク期間中における、死亡牛のBSE検査受付は、次のとおりです。

| 4月 | | 5月 | | | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 29日 (水) | 30日 (木) | 1日 (金) | 2日 (土) | 3日 (日) | 4日 (月) | 5日 (火) | 6日 (水) | 7日 (木) |
| 休み | 受付 | 受付 | 受付 | 休み | 休み | 休み | 受付 | 受付 |

受付場所：家畜衛生研究所 (TEL 027-288-2106)

受付時間：9:00～16:00

(3) 死亡牛のBSE検査受付日について

家畜衛生研究所で行っている死亡牛のBSE検査について、11月から翌年の5月までの期間は土曜日の受付はありません。6月から10月までの期間は土曜日でも受付をします。

◆◆ 死亡牛の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について ◆◆

死亡家畜(牛、豚等)を処理する際は、廃棄物処理法に基づき、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を記載しなければなりません。マニフェストは、運搬業者、家畜衛生研究所、家畜保健衛生所を経由して、農家に返送されます。

- 1 平成30年度にマニフェストを発行された農家に対してマニフェストを同封しましたのでご確認ください。返送されたマニフェストは、農家にて**5年間保存**してください。
- 2 『産業廃棄物管理票交付状況報告書』の提出について
返送されたマニフェストをもとに、「**産業廃棄物管理票交付状況報告書**」(別添用紙)を作成し、**6月末**までに農場所在地が前橋市の方は前橋市、農場所在地が前橋市以外の方は中部環境事務所へ提出してください。
詳細は別紙「死亡牛の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について」をご覧ください。

3 マニフェストの入手方法について

(1) BSE検査対象牛

畜産協会から新しい様式の「死亡牛整理票」が送付されていると思います。新しい様式を使用してください。

(2) BSE検査非対象牛

畜産協会が作成している「畜産用マニフェスト」を使用してください。

手元にある伝票がなくなった場合には、畜産協会から購入してください。

価 格：750円/冊(代金引換サービス・別途手数料265円)

申込方法：申込用紙により畜産協会に申し込む→同封の「**購入申込書**」

FAX：027-220-2372

●振込希望の場合は「請求書希望」と申込書に記載してください。(振込手数料は依頼者負担)

●購入申込書は畜産協会のホームページからもダウンロードできます。

URL：<http://www.chikusankyokai.or.jp/>

トップページ→協会について(画面右上)→ダウンロード→「**産業廃棄物管理票購入申込書**」

◆◆ 浅間家畜育成牧場の月列入牧(退牧)について ◆◆

令和2年度の浅間家畜育成牧場受託牛の入牧(退牧)予定は次のとおりです。

※今年度の入牧希望についても、年間牛・夏季牛ともに配分枠を上回っています。

年度途中での追加の入牧希望については受入が難しいことをご理解ください。

| | | | |
|-----------|-----|-----|-------------|
| 4月22日(水) | 春入牧 | 第1回 | (中部管内は退牧のみ) |
| 5月20日(水) | 春入牧 | 第2回 | (中部・東部管内) |
| 6月17日(水) | 夏入牧 | 第1回 | (県内一円) |
| 7月22日(水) | 夏入牧 | 第2回 | (県内一円) |
| 8月19日(水) | 夏入牧 | 第3回 | (県内一円) |
| 9月23日(水) | 夏入牧 | 第4回 | (県内一円) |
| 10月21日(水) | 秋入牧 | | (県内一円) |

◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう ◆◆

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「近隣とのトラブル」が考えられます。気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖かくなる前に、早めの防除対策を始めましょう！！

効率的な駆除には「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

1. 環境対策

・水分と幼虫の食べ物、ふん便がある場所は、ハエの発生源になります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除ふん・清掃を行いましょう。

・乾燥した場所ではハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

2. 殺虫剤の使用

(幼虫)

・幼虫の発生する場所にIGR剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。

(成虫)

・発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性がありますが持続性がなく、複数回の散布が必要なため労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統のもの（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用してください。



◆◆ 畜産農家におけるクロピラリド対策について ◆◆

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。県内においても近年、堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる生育障害が確認されていますので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
・クロピラリド残留の可能性のある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を受けやすい作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等

被害を受けにくい作物：イネ科、アブラナ科作物、果樹等

◆◆ 令和2年「定期報告書」の提出について ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和2年は1月21日付けで報告様式等の書類をお送りしており、2月28日を提出締切りとしました。すでに多くの方に提出いただいておりますが、お忘れの方は再度ご確認のうえ、**至急提出をお願いします！！**

書類の紛失や記載方法等、不明な点がございましたら、中部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

| | |
|-------|---|
| 対 象 | 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、 きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 |
| 飼養頭数 | 1頭、1羽以上 教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます |
| 基 準 日 | 令和2年2月1日現在 |



1 必ず提出する書類

- ・定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

2 前回報告から変更があった場合

- ・畜舎の新增設・配置、設置した消毒施設や埋却地の確保状況に変更等がある場合は、添付書類を提出してください。

未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、**家畜伝染病が発生し、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となります。**

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-261-0314**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。